

各位

2016年熊本地震支援のための職員派遣についてのお願い

2016.5.9

熊本地震大阪障害者緊急対策連絡会 支援本部

みなさんから問い合わせのある熊本地震への支援活動（現地職員派遣）についてですが、G存知のように、全社協等の社会福祉関係等の動きでの登録が始まっています。また、JDFとしても「JDF 熊本支援センター」を立ち上げ、派遣に向けた動きを本格化させています。きょうされん全国としては緊急の措置として、被災地にある会員事業所の支援に職員派遣を始めている状態です（本日より1名、大阪から現地に派遣をしています）。

大阪対策連絡会としては、全国的な要請に基づき、現地状況も確認しながら対応をすすめることにしています。本格的な派遣は、5月の中旬以降になるかと思えます。正式な登録用紙等は改めてお知らせしますが、当面、以下の点に留意いただき派遣の検討をお願いします。尚、事前学習会（別紙参照）に可能な限りご参加いただくようお願いします。

【職員派遣にあたっての留意点】

- 1、 現地の状況は一定復旧が進み始めているとはいえ、引き続き余震の多さも含め、具体的支援活動も模索中のようです。したがって、派遣された職員のストレスは大きく、派遣後の影響も予測できないものとなっています。こうした状況を十分配慮いただき、派遣にあたっては、十分な基礎知識（支援の手引等を活用ください。）及び、個人の身体的、精神的状況を勘案して、派遣の決定を行ってください。
- 2、 派遣にあたっては、「出張の扱い」として業務出張の扱いとしてください。（万一の場合は、労災適用が基本）
- 3、 旅費については、各法人の出張規定に基づいて負担することを原則としてください。（その他の経費類は、支援本部の活動費で賄います。）
- 4、 また、この他、活動期間中については、きょうされん（ボランティア保険）、セルフ協（全社協ベースで、傷害保険）等の保険加入を行っていますので、当該団体からの派遣の場合は、これらの保険も適用されます。

※ 上記お願いは、第一に、「平成28年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について（厚労省：事務連絡平成28年4月22日）」の職員派遣時の留意点の準じる形でのお願いとなります。取り扱いは、法人での判断をお願いします。

※ ただし、厚労省通知では、現在この扱いは、全社協ルートでの派遣及び施設支援を前提としていますが、避難所やその他の活動についても同様の扱いが行えるよう中央調整をお願いしてまいります。